

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

市町村名 (市町村コード)	鶴ヶ島市 (11241)
地域名 (地域内農業集落名)	高倉・脚折・下新田地域 (高倉集落、脚折集落、下新田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、3地区からなっているがいずれの地区も農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されている。また、地区によっては一団の農地となっていない農地も見受けられたり、新たに国道407号バイパスが開通するなど都市化進んでいる地域もある。

また、高倉地域の一部には、ほ場整備実施済み地区が存在し、広域認定法人による農地中間管理機構を利用した農地の集約が一部進んでいる。

今後は、担い手がいらない農地をどのように集約し、担い手と結びつけていくかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

一団の農地を形成している地域では、引き続き広域認定法人や集落営農組織などによる麦や大豆等の生産を継続し、農地の集積・集約化を進める。

また、他の地域では、中心経営体となる認定農業者などを中心に 農作業の効率化を図るため、段階的に農地の集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	115.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地のうち、主にほ場整備実施済み地区、多面的機能支払交付金の対象農地及び認定農業者などが耕作する地域を農業上の利用が行われる区域とし、そのほかの区域にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、広域認定法人や認定農業者などを中心に担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸し付け、担い手の経営意向を確認し、農地中間管理機構を活用し集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体の相談に応じ、可能な限り農地をあっせんするなどの取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で、必要に応じて農業支援サービス事業者等の農作業委託を活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--